

○文部科学省告示第百九十四号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和三年十一月三十日

文部科学大臣　末松　信介

指定をした海外の美術品等（以下 「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
肖像 アンリク・クリストフル・リカルの	令和三年十一月十五日	令和四年二月四日から令和四年二月四日まで	株式会社東急文化村 ミュー・ジアム 東京都渋谷区道玄坂二丁二十四一 令和四年二月一日から四月十七日
愛館長 東京都渋谷区道玄坂二丁二十四一 中野哲夫	丸一六一	丸一六一	株式会社東急文化村 ミュー・ジアム 東京都渋谷区道玄坂二丁二十四一 令和四年二月一日から四月十七日
知長 東京都渋谷区道玄坂二丁二十四一 中野哲夫	寺尾晶子	寺尾晶子	株式会社東急文化村 ミュー・ジアム 東京都渋谷区道玄坂二丁二十四一 令和四年二月一日から四月十七日
美術館 古屋市雅彦	東急文化村 中野哲夫	東急文化村 中野哲夫	株式会社東急文化村 ミュー・ジアム 東京都渋谷区道玄坂二丁二十四一 令和四年二月一日から四月十七日
行 木場町三一二	中野哲夫	中野哲夫	株式会社東急文化村 ミュー・ジアム 東京都渋谷区道玄坂二丁二十四一 令和四年二月一日から四月十七日

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。